

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 27 年 6 月 23 日現在

機関番号：12601

研究種目：研究活動スタート支援

研究期間：2013～2014

課題番号：25884015

研究課題名(和文) 18-20世紀におけるインド西部の社会経済変化 プネー県インダプル郡を事例に

研究課題名(英文) Socio-Economic Changes in the eighteenth to the twentieth-century Western India -A Case Study of Indapur Taluka (Sub-district) in Pune District-

研究代表者

小川 道大(Ogawa, Michihiro)

東京大学・人文社会系研究科・研究員

研究者番号：30712567

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,700,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、イギリス植民地政策の要であった新地稅制度(ライヤットワリー制)の導入と影響を、1836年にインド西部で同制度が最初に導入されたインダプル郡を事例に考察した。本研究は、前植民地期の18世紀後半から第1次大戦勃発直前の20世紀初頭を対象とし、同制度導入の経緯とその影響を長期変動の中で分析した。新地稅制度の導入過程を、地理情報システム(GIS)を用いて可視化し、背景に牧草地から耕作地への土地利用の大きな変化があったことを見出した。新制度の影響に関しては、新制度導入と関連する鉄道敷設が、流通・交易・移動などの空間利用の在り方を変化させ、在地經濟を衰退させたことを示した。

研究成果の概要(英文)：This study considered the socio-economic change of Indapur Pargana, into which the new land revenue settlement called Rayatwari Settlement was introduced first in the Bombay Presidency, from the late eighteenth century to the beginning of the twentieth century. This study consisted of two parts. One part, which studied the introduction of the Rayatwari Settlement, made it clear by use of GIS that the collapse of the military system in the pre-colonial or Maratha period enabled the introduction of this settlement in the British period. The other part studied the influence of this settlement. Rayatwari Settlement legally enabled buying and selling of land. By acquiring land the colonial government could improve highways and build railways in the inland of the Bombay Presidency, which led to connect the local economy in Western India to the global economy in the late nineteenth century. This settlement became the institutional basis of the great change in the late nineteenth century.

研究分野：インド經濟史

キーワード：インド 地稅制度 鉄道 マラーター ボンベイ 經濟史

1. 研究開始当初の背景

1818年にイギリス東インド会社がマラーター王国をやぶり、インド西部はイギリスの植民地となる。植民地支配の下で様々な政策が施行されたが、最大の財源となる地税の確保は、インド西部を統括するボンベイ政府にとって最重要の課題であり、ボンベイ政府は、1836年にライヤットワーリー制という新たな地税制度を導入した。この地税制度は、在地の中間層を排し、耕作民と政府が直接、地税の取決めをするという画期的な政策であった。代表者は、新地税制度が1836年に、インド西部で最初に導入されたインダプル郡に注目し、同制度の導入過程を、2012年にプネー大学に提出した博士論文の中で考察した。その結果、この中央集権的な、「近代的」地税制度を可能にしたのが、マラーター末期の混乱とマラーター王国政府の対策であったことを明らかにしていた。これにより、植民地政策を、前植民地期の社会経済状況から連続的に考察することの重要性を示したが、地税制度変遷にどのような力学が働いていたかを示すまでには至らなかった。社会経済の実でなく、当時の政治軍事情勢の変化、また空間分析によって環境の視点を加え、より重層的に新地税制度の導入を再検討しようとしたのが、本課題の開始当初の背景である。

また新地税制度の重要性を考える際に、導入過程のみでなく、地税制度が在地に与えた影響を分析する必要があると考え、導入過程を分析したインダプル郡を引き続き対象として、在地への影響を分析することとした。インダプル郡は、1836年に最初の地税取り決めが行われた後、1866年、1896年、1912年に地税の改定がなされ、その度に「地税取り決め報告書」が作成された。これらの史資料を基に、20世紀初頭までの在地の変化を分析することとした。新地税制度の導入と影響を考察することを通じて、前植民地期の18世紀後半から、20世紀初頭までの長期に渡る社会経済変化を考察し、植民地による変化をインドの歴史の中で相対化するのが本課題の大目標であった。

2. 研究の目的

インド西部における社会経済の長期変動を考察する際に、本課題は新地税制度導入過程とその影響を分けて分析することとした。(1) 新地税制度導入に関しては、前植民地期マラーター王国の地税制度の崩壊、マラーター末期の混乱、英領期の新制度導入に至る地税制度の変遷がどのような力学で展開したのかを究明することを目的とした。その際に、空間分析を行い、環境の変化も視野に入れた。(2) 新地税制度の在地への影響は、19世紀後半を対象として考察する。農村や農業への影響を分析するのみでなく、19世紀後半にインドが世界経済に飲み込まれる中で、インド西

部の在地の社会経済がどのように変化したかも考察する。

(3) 新地税制度の導入過程と在地への影響を分析することを通じて、1818年に支配権がイギリスに移り、植民地化したインド西部が、何を要因として大きく変化していったかを、1世紀半にわたる長期の歴史の中で考察し、植民地化を、インド社会経済史の中に位置づけ、相対化することを目的とする。

3. 研究の方法

本課題は、(1)インドやイギリスに収蔵された第1次史料を用いて行われ、本課題開始前に研究を進めていた新地税制度の導入に関しては、(2)地理情報システム(GIS)を用いて、空間分析を行い、インダプル郡における地税制度の変遷を可視化した。

(1) 新地税制度導入以前と以後で史料言語が異なるため、導入以前と導入以後の史資料収集を別々の作業として行った。

【新地税制度導入以前】この時期の史資料は、インド西部の言語であるマラーティー語の中世字体(モディ体)の史資料と英語の史資料からなる。マラーティー語史資料は、インド西部にあるマハーラーシュトラ州立文書館プネー分館で収集した。同文書館は、マラーター期の郡庁発行の地方史料、中央政府発行の史料が保管されている。英領期初期(1818年-1840年代)に関しては、イギリス人行政官を補佐した現地人役人が記したマラーティー語の報告書等が残されている。英領期の史料は、インダプル郡で1828-30年に行われた新地税制度の準備調査や、1836年の初回の新地税制度の施行に関する史資料を含んでいる。これらの史料群の中で、インダプル郡に関するものを収集した。

マラーター期の英語史資料は、マラーター政府に派遣されたイギリス人駐在官の記録がデリーのインド国立公文書館に収蔵されている。新地税制度導入以前の、英領期の英語史料に関しては、マハーラーシュトラ州立文書館ムンバイ本館の収税局部門に、新地税制度実施をめぐる局内、インド・イギリス間の議論を記した文章が収められている。さらに各地の新地税制度の準備調査の英語資料も残っており、これを収集した。

【新地税制度導入以後】英領期の英語史料は、ボンベイ管区に関わる詳細な史資料が、収税局などの局毎に、マハーラーシュトラ州立文書館ムンバイ本館に収蔵されている。局毎の史資料でイギリスに送られたものは、ロンドンの大英図書館の議事録シリーズの中に、局毎に保存されている。両文書館で、インダプル郡の地税制度および社会経済に関わる史資料を収集した。

(2) GISによる空間分析を行なうために、イ

インド国立文書館および大英図書館の地図部門で、1866年および1878年のインダプル郡の歴史地図を収集した。インダプル郡は、17世紀末から少なくとも1866年まで、行政村の領域が変わらないという特徴をもつ。1866年の地図をもとに、18世紀から19世紀初頭の空間分析を可能にするデータセットを作成した。

1877年の歴史地図は、鉄道や道路の整備などを空間的に把握するために用いた。

本課題は、新地稅制度の導入過程とその影響を分けて分析し、分析結果を統合して、インド西部の長期の歴史の中で、新地稅制度の導入と影響を考察した。

4. 研究成果

(1) 【新地稅制度の導入】英領期の新地稅制度（ライヤットワリー制）導入の分析に先立ち、代表者は、マラーター王国時代のインダプル郡の地稅制度の変遷を整理する。マラーター王国支配下では、大きく2つの地稅徴収システムが存在した。第1は、中央政府が地方役人を郡に派遣し、耕作民から村長を通じて地稅を徴収する方法である。これに該当する村は、政府村と呼ばれた。第2は、村の地稅が、当該村などに駐屯する軍人（騎兵）に報酬として支払われる方法で、これが実施された村はジャーギール村と呼ばれた。他に、免税のイナム村が存在した。

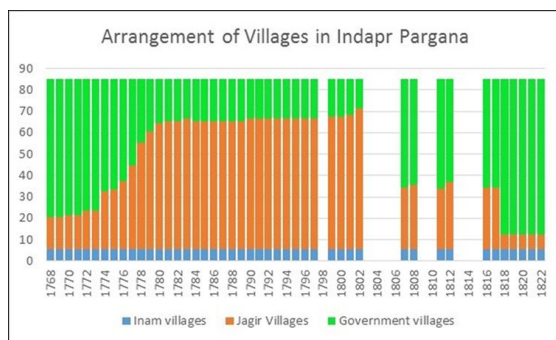


図1：インダプル郡の村落構成

図1は、1760年から1822年までのインダプル郡の上記村落の構成を示した図である。インダプル郡を構成する村数（86村）は、この時期に変化しておらず、イナム村（上記青色）の数も変化していなかったことがわかる。他方で、政府村（上記緑色）の数は1870年以降に大きく減少し、ジャーギール村（上記赤色）の数が大きく上昇した。1802年にジャーギール村数は最大の82に達するが、空白を経て、その数は激減し、政府村の数が2段階で増加しながら、英領期が始まった。政府村が多く、政府の郡役人の管轄が広い状態で英領期に入り、この郡役人にとって替わったイギリス人行政官が、郡役人の勢力増大の流れを利用して、軍人を排して、ライヤット

ワリー制を開始するに至ったのが、新地稅制度の導入過程であった。

本課題では、空間分析によって地稅の変遷を可視化し、その意義を考察した。

インダプル郡は、図2に見るように、郡北境がビマ河、郡南境がニラ河と、2つの河川に挟まれており、乾燥地帯のデカン高原に合って、川沿いの村々には肥沃な土壤が堆積していた。18世紀後半のマラーター王国の中心都市プナーにとって最寄りの肥沃な地域がインダプル郡であった。

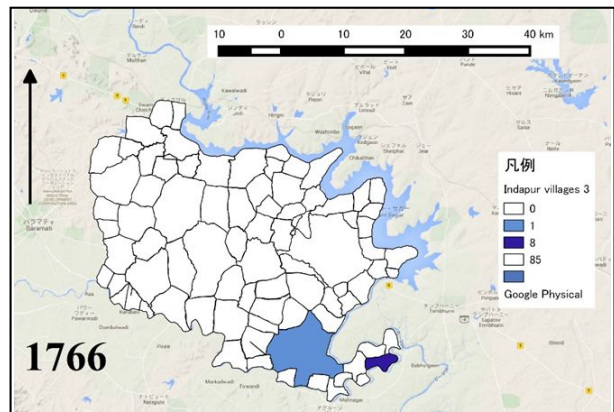


図2：1766年におけるジャーギール村の分布

北インドのアフガン勢力やベンガルの東インド会社勢力に対抗するため、マラーター王国は首都の防備を高め、最寄りの肥沃地帯インダプル郡に1760年代に当時の軍の主力であった騎兵を駐屯させていった。

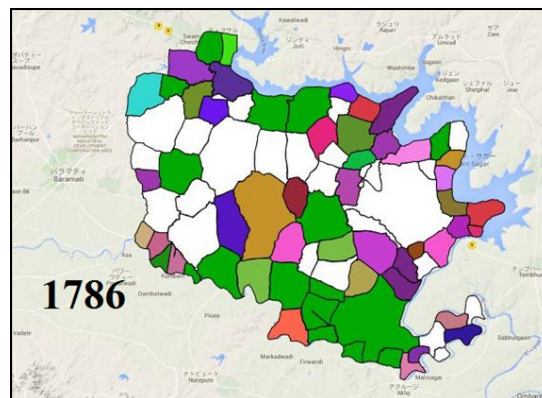


図3：1786年におけるジャーギール村の分布

騎兵は優先的に肥沃な川沿いの村を駐屯地として与えられ、図3にみるように内陸の数村を除いて、多くの村がジャーギール村となった。肥沃な土壤を得た騎兵は、インダプル郡で軍馬を育成し、再生産した。川沿いの村々では、肥沃な土地を活かした集約的な穀物生産が行なわれるのではなく、当時の軍事・政治状況に合わせて、土地は牧草地として活用され、穀物も粗放的に栽培されるにすぎなかった。

この状況が大きく変わるのが、マラーター末期の混乱である。マラーター国王の執政を

する宰相位をめぐる、マラーター王国の間で 1802 年に内戦が起こり、インダプール郡は争いの舞台となった。1803 年には同郡を飢饉が襲い、インダプール郡は大いに荒廃し、図 1 が示すように、19 世紀初頭は地税徴収自体が行なわれなかった。

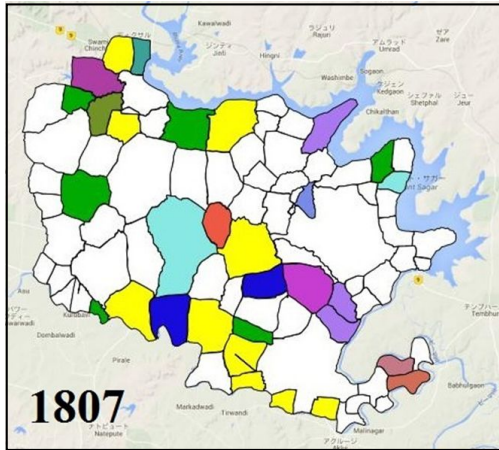


図 4 : 1807 年におけるジャーギール村の分布

1807 年に地税徴収が再開された時、インダプール郡の村落構成は大きく変化していた(図 1 参照)。この変化には、大きく 2 つの理由がある。第 1 は、インダプール郡が荒廃し、軍馬の育成が不可能となった同郡を騎兵が去ったことである。在地の社会経済の変化が原因となっている。第 2 は、中央の政治・軍事事情の変化である。1802 年の内戦は、最終的にイギリス東インド会社の仲介で終息した。1803 年の条約で、マラーター王国は、イギリス東インド会社の保護国となり、砲兵と歩兵からなら東インド会社軍が中心都市プネーを防備し、王国政府が会社軍の費用を負担することとなった。これにより、インダプール郡における騎兵は需要を失った。会社軍の費用を支払うために、王国政府がより多くの収入が必要となり、政府村への切り替えが行なわれたと考えられる。この時期に、インダプール郡を構成する村の土地台帳の形式が変化し、18 世紀は区分が曖昧だった放牧地と耕作地が明確に区別して測量され、耕作が奨励され、地税が重要視されるようになった。

1807 年の地税徴収再開時に、ジャーギール村は 30 村あまりに減少した。しかし図 4 は、30 のジャーギール村が依然として、川沿いの肥沃な地域に位置したことを示している。図 4 中の黄色の村は、1 人の騎兵に与えられた村々である。この騎兵は、マラーター王国政府の宰相と関係が深く、王国政府が体制を変えながらも、他方で旧来の軍事政策を進め、東インド会社に対抗しようとしていたことがわかる。

1817 年に宰相率いる王国政府が、イギリス東インド会社と直接対決し、この戦いに敗れて、インド西部はイギリスの植民地となる。図 5 は、植民地支配開始時のジャーギール村の分布を示している。先の騎兵を始め、イギ

リスと争った騎兵は、ジャーギール村を剥奪され、イギリスと同盟関係にあるわずかな騎兵のジャーギール村のみが残った。肥沃な川沿いの村々はほぼ全て政府村となり、在地中間層であった騎兵がインダプール郡から駆逐されたことがわかる。この分布状況のまま、1836 年を迎え、新地税制度(ライヤットワリー制)が施行された。

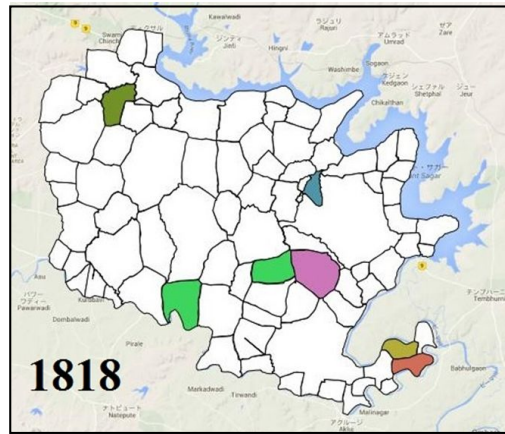


図 5 : 1818 年におけるジャーギール村の分布

空間分析は、18 世紀におけるジャーギール村の重要性を、肥沃な土地という環境的要因によって裏付けた。19 世紀初頭のマラーター末期における空間分析は、軍事制度上の変化が、現場ですぐには反映されず、1807 年から 1818 年が、放牧地重視から地税・耕作地重視への軍事政策・農牧業の大きな変化の過渡期にあったことを示している。こうした環境・軍事的変化は 1818 年には終息しており、騎兵が一掃された新たな政治・軍事環境の中で、ライヤットワリー制の施行が可能になったことが明らかになった。空間分析によって、地税制度の変遷の意義付けがなされた。

(2)【新地税制度の影響】1836 年に新地税制度(ライヤットワリー制)が導入され、1866 年、1896 年、1912 年に地税取り決めが改訂された。改訂の際の地税取り決め報告書の比較・検討から、1866 年と 1896 年の地税高額村の変化が顕著となった。地税額の取決めは、土壤の肥沃度、収量のみならず、市場との距離やインフラ整備の度合いが確定材料となった。1866 年と 1896 年の地税取り決め報告書には、インダプール郡におけるインフラ整備の度合いが、地税額を決定する決め手になったと記されていた。

図 6 は、インダプール郡を含むプネー県の、19 世紀後半におけるインフラの整備状況を示している。図 6 中の 1-6 の数字は、インダプール郡とその周辺の町(常設市をもった、大きな村)の位置を示しており、インダプール郡の郡庁が置かれたインダプール町は図 6 中の 2 となる。インダプール町(図中 2)と、かつてのマラーター王国の中心都市で、インド西部でボンベイに次ぐ規模をもつプネー

市、さらに内陸の綿花および綿織物の集積地であるショラプル市を結ぶ幹線道路が、1852年に整備された。この影響で、インダプル町は大いに富み、幹線道路の整備が、1866年の地稅取り決め時にインダプル町を中心に道路沿いの地稅額を、上昇させる一因となった。

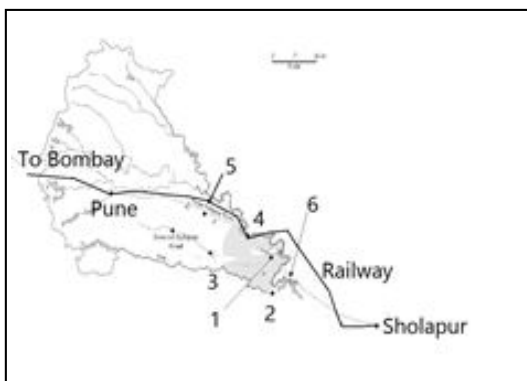


図6：19世紀後半のプネー県のインフラ整備

さらに1860年にはインダプル郡北端のビッグワン町(図6中の5)に鉄道が開設し、ボンベイ管区の管区都市であり、インド西部最大の貿易港をもつボンベイ市と直結した。さらに鉄道は1865年に内陸のショラプル市を通過して、綿花生産地帯へ伸びていった。図6が示すように、鉄道の路線はインダプル町(2)を避けて敷かれた。これは、インダプル郡の北境を形成するピマ河にかかる橋の数を最小限に留めるという工学的な理由からきているが、路線から外れたインダプル町は衰退し、替わって、鉄道により内陸の綿花交易に参加することになったビッグワン町(5)が興隆した。1896年の地稅取り決め報告書によると、ビッグワン町周辺では、鉄道敷設が地稅額上昇の一因となっていた。

このように19世紀半ば以降のインフラ整備が19世紀後半のインダプル郡の社会経済を大きく動かし、鉄道とその終着駅のボンベイ港を通じて、間接的にインダプル郡が世界経済とつながることになった。こうしたインフラ整備を制度的に可能にしたのが、新地稅制度(ライヤットワリー制)自体であったことも注目値する。ライヤットワリー制は、中間層を排して政府と耕作民が直接的に地稅取り決めをする制度であるとともに、土地に地価を与え、地稅納入が困難となった場合に土地を売買できる制度であった。これにより、周囲の土地利用状況に関係なく、土地の売買が可能となり、幹線整備や鉄道敷設のための用地買収が可能になった。すなわちライヤットワリー制の実施が、インフラ整備の制度上の十分条件となっており、上記のインダプル郡の変化を鑑みるならば、同制度の実施は、社会経済的に極めて大きな意義をもったことがわかる。

(3)【総合的分析】1836年にインダプル郡で新地稅制度が施行された。18世紀後半から20世紀初頭までの長期の考察により、新地稅制度の導入が直ちに在地社会に影響を与えたわけではなく、むしろこの制度導入を可能にした19世紀初頭の混乱が在地社会にとっての大きな変化であったことがわかる。そしてこの変化は、イギリス東インド会社の軍事政策の脅威を一因とするが、変化の主体はあくまで騎兵や在地の制度であり、「東インド会社・西洋的」とも「在地的」とも形容しがたい、両者が混然となった変化であった。

新地稅制度による制度的・社会経済的な変化は、19世紀半ばのインフラ整備とその後の在地社会の変化という形で顕在化し、これは「西洋近代的」な変化であった。この変化により、インダプル郡を始めとするインド西部地域は、鉄道とボンベイ港を介して、世界経済とつながることとなった。

新地稅制度の導入は、前植民地期末期の必要条件かつ、世界経済・帝国主義時代への移行の十分条件として、この2つの大きな変化の波の間に位置づけられる。ただし2つ目の世界経済の波も、制度的・機能的には「西洋近代的」であっても、在地商人の活躍を全く排除したわけではなく、19世紀最後の四半世紀には、再び在地商人が活躍し始めた。世界経済の下での、インドの在地商人・在地経済の役割に関しては、未だ明らかになっていないことが多く、これを今後の課題とする。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 1 件)

小川 道大「インド西部の植民地化による在地の権益の変化について ~19世紀前半ボンベイ管区インダプル郡のイスラム法官を事例にして~」『マハーラーシュトラ』、査読有、12号、2015、1~34

〔学会発表〕(計 12 件)

小川 道大「軍馬の飼育からみるジャーギール(地稅徴収権分与)制度 - 18世紀後半インド西部マラーター王国下のインダプル郡に注目して」社会経済史学会第81回全国大会、2013年5月30日、東京大学(東京都・東京)

Michihiro OGAWA "A Study of the Local Economy by use of English and Indian Documents in the Early nineteenth century India -with special reference to Indapur Subdivision in Western India," Dialogue between European and Asian Commercial Documents: Trade, Cultural Exchanges and Knowledge Making East-Asia, 1 November 2013, 新竹(台湾)

Michihiro OGAWA “Trade Network of a Pargana in Western India: with special reference to Indapur Pargana in Pune District,” International Conference on Patterns of Social and Economic Change in Colonial and Independent India, 12 December 2013, New Delhi (India)

Michihiro OGAWA “The Economic Transition from Jagir System to Rayatwari Settlement in Western India (1761- 1828),” 「現代インド地域研究」東大拠点研究会、2014年1月21日、東京大学（東京都・東京）

Michihiro OGAWA “Trade Network of a sub-district (pargana) in Western India from the late eighteenth century to the early nineteenth century: Indapur Pargana in Pune District,” Exploring the Economic History of India and the Indian Ocean World from the 17th to the 19th Century, 17 March 2014, Pune (India)

Michihiro OGAWA “Interactions between the Marathas and Military Animals with Special Reference to the Late Eighteenth Century Pune District,” The Fifteenth International Conference on Maharashtra Society and Culture, 25 April 2014, Tempe (USA)

小川 道大 「近世インドの在地社会における職農関係の再考 18-19世紀インド西部のワタン制度に注目して」、「現代インド地域研究」東大拠点研究会、2014年6月19日、東京大学（東京都・東京）

小川 道大 「19世紀前半のインド西部の植民地化に伴う社会経済変化 軍馬の飼育と土地利用に注目して」、「環境史研究会、2014年7月19日、京都大学（京都府・京都市）

小川 道大 「マハーラーシュトラ州におけるダリトの実像：その社会的・歴史的多様性」（セッションの趣旨説明）「18-19世紀のマハール集団の内部構造」（第2報告）第27回日本南アジア学会全国大会、2014年9月27日、大東文化大学（埼玉県・東松山市）

Michihiro OGAWA “Local Trade Network under the Maratha -with special reference to Indapur Pargana in Pune Subha,” SNU-INDAS Conference, 15 December 2014, New Delhi (India)

Michihiro OGAWA “The Local Network and Their Transition in Western India, the case of Indapur Pargana in Pune District (1780s-1850s),”

Indian History Congress (Seventy-five Session), 28 December 2014, New Delhi (India)

Michihiro OGAWA “Mapping the Transition of the Local Revenue System in Western India from the Pre-Colonial Period to the Colonial Period,” The Third International Conference of Angis (Asian Network of GIS-based Historical Studies), 5 January 2015, Bangkok (Thailand)

〔図書〕(計 2 件)

Michihiro OGAWA, Orient BlackSwan, *Rethinking Western India, the Changing Contexts of Culture, Society and Religion*, 2014, 156-174

Michihiro OGAWA, Pickering & Chatto, *Merchant Communities in Asia, 1600-1980*. 2015, 142-158 and 229-233

〔産業財産権〕

出願状況(計 0 件)

取得状況(計 0 件)

〔その他〕

ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

小川 道大 (OGAWA, michihiro)

東京大学・人文社会系研究科・研究員

研究者番号：30712567

(2) 研究分担者

()

研究者番号：

(3) 連携研究者

()

研究者番号：